平成２６年（フ）第３０９号
相模原市緑区二本松３丁目44番13号
債務者　菊地原えみ（旧姓林）
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３１０号
相模原市中央区相生２丁目８番６―305号
債務者　西川　彰洋
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第５８号
新潟県三条市麻布12番37号
債務者　鶴巻　敏男
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第５９号
新潟県三条市麻布12番37号
債務者　鶴巻　弘子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第６２号
新潟県三条市東本成寺14番10―３号　Ｋ３ハイツ202号、前住所新潟県三条市上須頃71番地　ハイツ上須頃107号
債務者　小林　直起
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２６年（フ）第３１２号
静岡県沼津市花園町１番地の４　ＥＴＯ601
債務者　村上由紀子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３２２号
静岡県三島市一番町５番地の10　こも池パークハウス２―Ｆ、住民票上の住所静岡県駿東郡長泉町下長窪117番地の８　フローラ池田202号
債務者　大川　雅之
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第８５０号
大阪府河内長野市南花台３丁目３番22―506号
債務者　山下　耕資
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８７０号
大阪府高石市西取石７丁目13番５―207号
債務者　西出　重明
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８７３号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目５番２―310号
債務者　林　富美子
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第８９４号
堺市中区八田北町539番地１　プレアール八田北町206号、前住所堺市中区八田北町666番地　グリーンベルノモリ207号
債務者　神野　信代
1　決定年月日時　平成26年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第６２号
北海道空知郡南幌町緑町６丁目３番１号
債務者　宍戸　実保（旧姓金山）
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第６４号
北海道岩見沢市東山５丁目９番５号
債務者　小木　りか
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第２９５号
岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第６地割101番地２
債務者　藤島　　優
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１４８号
群馬県邑楽郡邑楽町大字明野23番地７、前住所栃木県佐野市富岡町598番地５
債務者　髙橋　由美
1　決定年月日時　平成26年11月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第８５号
新潟県上越市国府３丁目４番32号　五智ハイツ４号
債務者　岩崎　　透
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第８６号
新潟県上越市石橋１丁目５番11―108号　タウンコート駅南108号
債務者　郷　　真人
1　決定年月日時　平成26年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで
新潟地方裁判所高田支部